

5 土壌環境の保全

土壌汚染は地下水汚染に波及する可能性が高く、人の健康や生態系への影響も懸念されるため、工場・事業場への指導強化、環境保全型農業の推進、廃棄物の適正処理などの未然防止対策を進めます。

また、土壌は微生物等の生息場所で、水質浄化などの多様な環境保全機能も有していることから、健全な土壌の保全、回復を図っていきます。

土壌の汚染に係る環境基準（環境基本法）を達成します。

< 実施事業等 >

(1) 環境保全型農業の推進

農用地の土壌をカドミウム等特定有害物質による汚染から防止するために、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律が制定されていますが、本市には汚染対策地域の指定はありません。

化学農薬や化学肥料の使用を通常の5割以下に削減する「環境こだわり農産物」の栽培への取り組みを推進しました。⁽¹⁷⁾

環境基準

平成3年8月に環境基本法第16条に基づく土壌の汚染に係る環境基準が定められました。これは、原則としてすべての土壌について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で望ましい基準を定めたものであり、土壌汚染の有無の判断基準として、また改善を講ずる際の目標基準として活用されることを目指したものです。

土壌の汚染に係る環境基準

カドミウム	0.01 農用地1mg/米kg	銅	農用地(田に限る。) 125mg/土壌kg	テトラクロロエチレン	0.01
全シアン	検出されないこと	ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロペン	0.002
有機燐	検出されないこと	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
鉛	0.01	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
六価クロム	0.05	1,1-ジクロロエチレン	0.02	チオベンカルブ	0.02
砒素	0.01 農用地(田に限る。) 15mg/土壌kg	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
総水銀	0.0005以下	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
アルキル水銀	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	ふっ素	0.8
PCB	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03	ほう素	1